

学部生及び修士(博士前期)課程に在籍する者
令和6年度学費免除適格者である者

⑤ 私費外国人留学生用しおり 学費免除適格者である者 (令和6年度後学期授業料免除)

令和5年度以降に入学した私費外国人留学生(博士後期課程除く)は、学業成績に基づいて、授業料免除の適格者であるかを判定しています。授業料免除の適格者に該当しているか否かにより、申請できる制度が異なります。学費免除適格者に該当する者は、授業料免除に申請可能です。授業料免除を希望する場合は、本しおりのとおり、手続きを行ってください。

1. 対象者

授業料免除適格者は、以下のすべてに該当する者

→ **令和6年度後学期の授業料免除に申請可能**

- 私費外国人留学生
- 令和5(2023)年度以降に入学した学部生又は修士(博士前期)課程の大学院生(学籍番号が“23”または“24”で始まる者)
- 「令和6年度後学期授業料免除適格者について」のメールを2024年8月30日に受信している者(学業基準を満たしている者)

上記に該当しない者は、本しおりの対象外です。【⑥私費外国人留学生用しおり 学費免除適格者でない者】を確認してください。

2. 申請手順

下記の手順で申請を行ってください。

① 授業料免除適格者の確認

授業料免除適格者となっている者へ、大学から学生番号のメールアドレス宛に件名「令和6年度後学期授業料免除適格者について」というメールを2024年8月30日に送信します。

メールを受信した者で、令和6年後学期の授業料免除を希望する場合は、本しおりにしたがって免除の申請を行ってください。

② 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP > 在学生向け情報 > 経済的支援制度 > 申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除/徴収猶予) → 「⑤ 私費外国人留学生の内、学費免除適格者である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicssupport/shinsei_exemption/index.html



③ 書類の提出

●提出期限

令和6年10月3日(木)厳守

※郵送で提出する場合は、10月3日(木)必着

●提出書類

以下、『3.提出書類について』を確認してください。

●提出先

◀窓口で提出する場合▶

水戸地区:スチューデントライフサポート室 平日 8:30~17:00

日立地区:工学部学務グループ 平日 8:30~17:00

阿見地区:農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認願います。

◀郵送で提出する場合▶

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛
「令和6年度後学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。

(書類が到着しているかどうかのお問合せには回答いたしません)

※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

※令和6年10月1日よりレターパックを含む郵便料金が改定されます。料金不足の場合には大学は受取りを拒否しますので、あらかじめよく確認したうえで送付してください。

3. 提出書類について

※本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ②を参照)。

対象	提出書類
全員	様式 D:提出書類チェック票
全員	様式 012:2024 年度茨城大学授業料免除申請書・経費支弁計画書(私費外国人留学生) ※経費支弁計画の内容は、入学料免除・授業料免除の審査には影響しません。ただし、留学ビザを取得するためには、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要がありますので、今後、在留資格の更新を問題なく行えることを確認するため、経費支弁計画(収入予定)の申告をいただいております。
全員	在留カード(表面・裏面の両面)のコピー
該当者のみ (被災学生)	次のいずれかを提出 ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp)



4. 授業料免除適格者の判定基準について

以下の学業基準を基に決定しています。授業料免除適格者の基準を満たしているかは大学で確認します。ただし、本学の予算額の範囲で支援を実施するため、授業料免除適格者となったとしても必ず許可されるとは限りません。

〈学業基準〉

【令和6(2024)年入学者】

学種	学業基準
学部・大学院 (博士後期過程除く)	入学試験の成績が上位 1/2 の範囲に属すること

【令和5(2023)年入学者】

前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学種	学業基準(以下のすべてに該当すること)
学部	・GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること ・修得した単位数が標準単位数以上であること
大学院	・学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること ・修得した単位数が標準単位数以上であること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、学費免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2 修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1 修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
	2 GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3 履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準修得単位数】

標準修得単位数			
学年	学部生	修士課程 博士後学期課程	専門職大学院
2	31	10 (5)	23
3	62	/	/
4	93		

※ 学年は 2024 年 4 月時点の学年です。

※ ()の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

5.留意事項

- 手続きは、必ず学生本人が行ってください。
- 書類の記入は、黒色ボールペンで記入してください。(消せるペンは使用不可)

申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。(修正液や修正テープ使用不可)

- 提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。
- 提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。
- 授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。
- 大学独自の入学金・授業料免除制度は、毎年の予算額に応じて内容に変更があります。収入状況に変化がない場合でも、毎年同じ免除金額になるとは限りません。
- 申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。
- 虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。
- 申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。
- 他の学費免除制度との併願が可能です。本申請の結果、免除が許可された場合の他制度への影響につきましては、申請者自身が他制度の要項等でご確認ください。

6. 授業料免除結果の通知について

申請した授業料免除の結果については、12月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請希望者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問い合わせください。